1　別表中「106」を「107」に、「102」を「103」に、「

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	100

」を「

平成23年平成24年	
平成24年平成25年	

」を「

4月1日から3月31日まで	100
4月1日から3月31日まで	100

」に改める。

2　この決定による改正は、平成26年4月1日から効力を発生する。

人事院公示第９号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年３月 31 日　　人事院総裁　原　　恒雄

1　別表を次のように改める。

別表

年　齢　階　層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	4,308	13,040
20歳以上25歳未満	5,024	13,040
25歳以上30歳未満	5,611	13,447
30歳以上35歳未満	6,104	16,281
35歳以上40歳未満	6,524	18,834
40歳以上45歳未満	6,601	21,784
45歳以上50歳未満	6,708	24,532
50歳以上55歳未満	6,375	25,376
55歳以上60歳未満	5,922	24,114
60歳以上65歳未満	4,723	19,167
65歳以上70歳未満	3,930	15,001
70歳以上	3,930	13,040

2　この決定による改正は、平成26年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第 10 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年３月 31 日　　人事院総裁　原　　恒雄

1　別表第１及び別表第２中「106」を「107」に、「102」を「103」に、「

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100

」を「

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	100
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	100

」に改める。

2　この決定による改正は、平成26年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第 11 号

人事院は、人事院規則16―０（職員の災害補償）第18条第１項の規定に基づき、平成８年人事院公示第11号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 26 年３月 31 日　　人事院総裁　原　　恒雄

1　第１項中「3,950円」を「3,930円」に改める。

2　この決定による改正は、平成26年４月１日から効力を発生する。

平成 26 年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、平成26年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成 26 年３月 31 日　　財務大臣　麻生　太郎

平成26年度塩需給見通し

（単位：千トン）

項目＼用途別		生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量 (A)		179	(783) 1,922	5,837	7,938
期首在庫 (B)		40	154	1,130	1,324
供給見込数量 (C)		193	1,955	5,861	8,008
	うち国内産	140	832	—	973
	外国産	52	1,122	(152) 5,861	7,036
計 (D)=(B)+(C)		232	2,109	6,991	9,332
期末在庫 (D)−(A)		53	188	1,153	1,394

(注)

1．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。
　○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。
　○「ソーダ工業用」は、かせいソーダ、ソーダ灰等の特定化学製品の製造に使用されるものである。
　○需要見込数量の業務用欄の（　）内は、食料品製造業用の数量で内数である。
　○供給見込数量のうち「外国産」は、輸入された塩及び輸入された塩をもとにして製造された塩の数量であり、ソーダ工業用欄の（　）内は副産塩の数量で内数である。
2．塩需給見通しは、塩事業法に基づく登録を受けた業者（製造・輸入・卸売）及び塩事業センターからの平成26年１月末時点の販売見込数量等の報告に基づき策定している。
3．単位未満四捨五入のため、不突合を生じる場合がある。